

## **【CLOメルマガ】知的財産権に関するガイドラインの公表—大企業・親事業者における行き過ぎた契約体制の見直しと中小企業における契約等の際の注意点—**

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン 第20号

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

今号では、中小企業庁が本年3月31日に公表した「知的財産に関するガイドライン」について取り上げました。以下は、事務所ウェブサイトにて公表している「知的財産権に関するガイドラインの公表—大企業・親事業者における行き過ぎた契約体制の見直しと中小企業における契約等の際の注意点—」の要約です。

全文ご覧いただくにはこちらの URL から

・「知的財産権に関するガイドラインの公表—大企業・親事業者における行き過ぎた契約体制の見直しと中小企業における契約等の際の注意点—」

(<https://www.clo.jp/column/3010/>)

---

---

### **【知的財産権に関するガイドラインの公表—大企業・親事業者における行き過ぎた契約体制の見直しと中小企業における契約等の際の注意点—】**

中小企業庁は、本年3月31日、関係事業者団体宛に「知的財産に関するガイドライン」(「本指針」)を公表しました。

本指針においては、大きく以下のような取引段階や取引分野に沿った整理をし、それぞれの段階におけるポイントが言及されております。

#### ① 契約締結前

- ▶ 相手方の秘密情報を相手方の事前の承諾なく、取得、又は、開示を強要しない。
- ▶ 相手方の意思に反して、秘密保持契約締結無しに、相手方の秘密を知り得る行為をしない。

#### ② 試作品製造・共同開発等

- ▶ 無償の技術指導・試作品製造等の強制をしない。
- ▶ 承諾がない知的財産やノウハウ等の利用をしない。
- ▶ 共同開発の成果は、技術やアイデアの貢献度によって決められることが原則、これと異なる場合は相当の対価を支払う。

#### ③ 製造委託・製造販売・請負販売等

- ▶ 製造委託本来の目的に照らして、合理的に必要と考えられる範囲を超えて、相手方の技術情報等の提供を求めない。これを求める場合には相当の対価を支払う。
- ▶ 製造委託の目的物とされていない、金型の設計図面、CAD データその他技術データの提供を当事者の意に反して強制しない。
- ▶ 監査や品質保証等の観点から秘密情報の開示を受ける必要がある場合には、あらかじめ監査等を必要とする箇所を明確にし、その目的を超えた秘密情報の取得をしない。

#### ④ 特許出願・知的財産権の無償譲渡・無償許諾

- ▶ 取引と直接関係のない、又は、独自に開発した成果について、出願等に干渉しない。
- ▶ 相手方に帰属する知的財産権について、無償譲渡の強要や自社への単独帰属を強要しない。また相手方の知的財産権の無償実施を強制しない。

#### ⑤ 知財訴訟等のリスクの転嫁

- ▶ 発注者の指示に基づく業務について、知的財産権上の責任を、中小企業等に

一方的に転嫁してはならない。

本指針は法的規範を有するものではありませんが、取引相手との関係性に照らして優越的な地位にあるものが本指針に反する取引を行う場合には、独占禁止法上の問題が生じうるものであることから留意が必要となり、他方、力関係の弱い企業においては、本指針における指摘を踏まえて、契約等の際には注意をすることが望まれます。

<この記事に関するお問い合わせ先>

弁護士 榎本 辰則 ([enomoto\\_t@clo.gr.jp](mailto:enomoto_t@clo.gr.jp))

~~~~~  
~~~~~

※本メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。 ([clo\\_mlstop@clo.gr.jp](mailto:clo_mlstop@clo.gr.jp))

.....

弁護士法人中央総合法律事務所 (<http://www.clo.jp/>)

(大阪事務所)

〒530-0047 大阪市北区西天満 2 丁目 10 番 2 号 幸田ビル 11 階(受付 5 階)

[TEL:06-6365-8111](tel:06-6365-8111) FAX:06-6365-8289

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階

[TEL:03-3539-1877](tel:03-3539-1877) FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3  
階

[TEL:075-257-7411](tel:075-257-7411) FAX:075-257-7433

Copyright (C) Chuo Sogo Law Office, P.C.

All Rights Reserved.

.....